

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成１７年条例第７５号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条、項又は号に対応する改正後の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条、項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前				
(所得控除) 第34条の２ 所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>地震保険料控除額</u>、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第２項、第７項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (所得割の税率) 第34条の３ <u>所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の６を乗じて得た金額とする。</u>	(所得控除) 第34条の２ 所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>損害保険料控除額</u>、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第２項、第７項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (所得割の税率) 第34条の３ <u>所得割は、次の表の左欄に掲げる金額の区分により課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額と、同表の左欄に掲げる金額の区分により課税山林所得金額の５分の１の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に５を乗じて得た金額との合計額によって課する。</u> <table border="1"> <tr> <td>200万円以下の金額</td><td>100分の<u>３</u></td></tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td><td>100分の<u>８</u></td></tr> </table>	200万円以下の金額	100分の <u>３</u>	200万円を超える金額	100分の <u>８</u>
200万円以下の金額	100分の <u>３</u>				
200万円を超える金額	100分の <u>８</u>				

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.7とする。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額か

700万円を超える金額

100分

の12

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第34条の4 前年において、法第314条の4に規定する変動所得（以下この条において「変動所得」という。）の金額（前年前2年以内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年前2年以内に生じた変動所得の金額の合計額の2分の1を超える場合の変動所得の金額に限る。）及び同条に規定する臨時所得の金額の合計額が総所得金額の100分の20以上である場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）に法第317条の2第1項第6号に掲げる事項の記載があるとき（当該申告書の提出がなかった場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかった場合において、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると市長が認めるときを含む。）は、当該総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によって計算した金額によらず、所得税法第90条の規定の例によって計算した金額による。

(法人税割の税率)

第34条の6 法人税割の税率は、100分の12.7とする。

ライに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

（外国税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係

（外国税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の7及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額（法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額）を、第34条の3、第34条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該控除しきれなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、前項の納税義務者に対しその控除しきれなかった金額を還付し、又は当該者の未納に係る徴収金に充当する。

る徴収金に充当する。

- 3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

（分離課税に係る所得割の税率）

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額、医療費控除額若しくは寄附金控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項又は第3項の規定により前年の給与所得又は公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

（分離課税に係る所得割の税率）

第53条の4 分離課税に係る所得割の額は、前条

分の6とする。

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用する事となった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（たばこ税の税率）

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とする。

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第1項の退職所得の金額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。

<u>200万円以下の金額</u>	<u>100分の3</u>
<u>200万円を超える金額</u>	<u>100分の8</u>
<u>700万円を超える金額</u>	<u>100分の12</u>

第57条 法第348条第2項第10号から第10号の8までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の8までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の8まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用する事となった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（たばこ税の税率）

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき2,743円とする。

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条

2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「<u>前2条</u>」とあるのは、「<u>前2条</u>並びに附則第5条第2項」とする。 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「<u>通算後譲渡損失の金額</u>」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得	3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「<u>前条</u>」とあるのは、「<u>前条</u>並びに附則第5条第2項」とする。 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除) 第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第4項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「<u>通算後譲渡損失の金額</u>」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項におい
--	--

の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

5

- (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。
- (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第

て準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

5

- (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。
- (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

- 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出

36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

5

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）

第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定

期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

5

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失」と、「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）

第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第3項により準用される同条第1項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係る本条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定

により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

（個人の市民税の配当控除）

第7条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第3項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条第1項」とする。

第7条の2 削除

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日ま

により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の7第1項において準用する令第7条の13第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係る本条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

（個人の市民税の配当控除）

第7条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第3項に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第34条の3及び第34条の4までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7条第1項」とする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の特例）

第7条の2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に係る第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「100分の68」とあるのは、「3分の2」とする。

でに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

（1） 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額

（2） 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第8条第2項」とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第8条

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の4まで、第34条の7及び附則第7条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

（1） 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の1を乗じて計算した金額

（2） 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の4まで、第34条の7及び附則第7条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8条第2項」とする。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 平成18年7月1日以後に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき3,298円とする。

2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 第53条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは、「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。

2 第53条の8第1項又は第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号又は第2項中「その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応じ、附則第9条第1項の規定を適用して算定される第53条の4の金額の範囲内で定める別表に掲げる税額」と、同条第1項第2号中「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表に掲げる税額を求め、その税額」とする。

3 第53条の12第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「その年中における退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に応ずる別表に掲げる税額」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 平成15年7月1日以後に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,412円とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。

3

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

(1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の9に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第2項に規定するものについては、適用しない。

3

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第4項に規定するものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2 **第4項**に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の **100分の2.4**に相当する金額

(2)

ア **48万円**

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の **100分の3**に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2 **第5項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2 **第9項**の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2 **第1項**に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の **100分の2.7**に相当する金額

(2)

ア **54万円**

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の **100分の3.4**に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2 **第2項**に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2 **第7項**の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は

確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで**又は第37条の9の2から第37条の9の4まで**の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の3

（1） 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の**100分の2.4**に相当する金額

（2）

ア **144万円**

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の**100分の3**に相当する金額

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき**第5項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額**）をいう。）の**100分の5.4**に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで、**第37条の9の2又は第37条の9の3**の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の3

（1） 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の**100分の2.7**に相当する金額

（2）

ア **162万円**

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の**100分の3.4**に相当する金額

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき**第5項において準用する附則第17条第3項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額**）をいう。）の**100分の6**に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。 3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の5.4</u>」とあるのは「<u>100分の3</u>」とする。 4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。 5 <u>第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。	2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項において準用する同条第1項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。 3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第3項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「<u>100分の6</u>」とあるのは「<u>100分の3.4</u>」とする。 4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第3項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。 5 <u>附則第17条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項中「附則第17条第1項」とあるのは「附則第18条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</u>
--	---

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第19条の3において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第1項に定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項並びに附則第19条の3において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第4項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

3 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に特定株式等譲渡所得金額に係

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に
係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税

る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第3項」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に
係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税

特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第2項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する額とする。

特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条及び附則第19条の4において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例）

第19条の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第19条第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第1項から第3項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第4項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する額とする。

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

第19条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4 第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第19条の5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6 第8項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第19条 第1項及び附則第19条の3の規定の適用については、附則第19条 第1項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

第19条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4 第1項及び第2項に定めるところにより行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第19条の5 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6 第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第19条 第1項から第3項まで及び附則第19条の3の規定の適用については、附則第19条 第1項及び附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定

する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3 **第11項**に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6 **第22項**に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3 **第11項**に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3 **第14項**に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条 **第1項**及び附則第19条の3の規定の適用については、附則第19条 **第1項**中「計算した金額

する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3 **第1項**に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6 **第1項**に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3 **第1項**に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3 **第4項**に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条 **第1項から第3項まで**及び附則第19条の3の規定の適用については、附則第19条 **第1項**及

（）」とあるのは、「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6 第35項に定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第19条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6 第36項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2

（2） 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による

び附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6 第13項に定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第19条第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6 第14項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2

（2） 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

市民税の所得割の額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第20条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2 **第8項**に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の4
2

- (2) **第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項**の規定の適用については、これらの規

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- (5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第20条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2 **第2項**に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の4
2

- (2) **第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項**の規定の適用については、これらの規定中「**場合の所得割の額**」とあるのは、

定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

5
(2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適

「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

5
(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適

用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

用がある場合を除く。)における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

(個人の市民税の負担軽減に係る特例)

第21条 法附則第40条第1項に規定する抜本的な見直しを行うまでの間、次項から第4項までに定めるところにより、個人の市民税の特例措置を講ずる。

2 第34条の2の規定の適用については、同条中「及び第3項から第12項まで」とあるのは、「第3項から第12項まで及び法附則第40条第2項から第4項まで」とする。

3 平成11年度以後の各年度分の個人の市民税に係る第34条の3第1項及び第53条の4並びに別表の規定の適用については、第34条の3第1項の表及び第53条の4の表中「100分の12」とあるのは「100分の10」と、別表中「5.4%を乗じて算出した金額から342,000円を控除した金額」とあるのは「4.5%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額」とする。

4 平成11年度以後の各年度分の個人の市民税について、法附則第40条第8項及び第9項に規定

	するところにより控除すべき市民税に係る定率による税額控除の額を、第34条の3及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から控除する。この場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第21条第4項」とする。
--	---

(5) 別表を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第95条の改正部分及び附則第16条の2の改正部分並びに附則第5条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第57条及び第59条の改正部分 平成18年10月1日
- (3) 第36条の2第6項及び第53条の4の改正部分、附則第9条の改正部分及び別表を削る改正規定並びに次条第2項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第34条の2及び第36条の2第1項の改正部分並びに次条第3項及び第4項の規定 平成20年1月1日
- (5) 第34条の8の改正部分（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正部分及び附則第20条の4第3項の改正部分並びに次条第5項の規定 平成20年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日部市税条例（以下「新条例」という。）第34条の3第1項及び第34条の6並びに附則第8条第2項、第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第19条の3並びに第20条の2第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払う

べき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、春日部市税条例附則第21条第3項の規定は、適用しない。

3 新条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第34条の8及び附則第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が0円を下回る場合には、0円とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の3の規定による所得割の額から

新条例第34条の6の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の春日部市税条例（以下「旧条例」という。）附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

- 2 春日部市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第214号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0円とする。）」とあるのは「0円とする。）の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「春日部市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第214号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第34条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知する。
- 8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の

規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第57条及び第59条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成18年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

（1）製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円

（2）新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の

規定を適用する。この場合において、新条例第 19 条中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「春日部市税条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 18 年改正条例」という。）附則第 5 条第 4 項、」と、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 3 項」と、新条例第 94 条第 2 項中「前項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 2 項」と、新条例第 98 条第 4 項中「施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 60 号）別記第 2 号様式」と、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 4 項」と、新条例第 101 条第 2 項中「第 98 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 5 条第 4 項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

（春日部市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 春日部市税条例の一部を改正する条例（平成 17 年条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （市民税に関する経過措置） 第 2 条 6 市は、平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第24条第1項に規定する分離課	附 則 （市民税に関する経過措置） 第 2 条 6 市は、平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割（新条例第24条第1項に規定する分離課

税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第34条の8第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3 及び前2条」とあるのは、「春日部市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第214号）附則第2条第6項」とする。

税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第34条の8第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3、第34条の4 及び前条」とあるのは、「春日部市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第214号）附則第2条第6項」とする。